

2017年5月23日

各位

会社名 株式会社ディー・エヌ・エー
 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 守安 功
 (コード番号：2432 東証第一部)
 問合せ先 執行役員経営企画本部長 浅子 信太郎
 電話番号 03-6758-7200

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月24日開催予定の第19回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日公表の「コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化に関するお知らせ」に詳述の通り、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を推進するにあたり、以下のとおり定款の一部変更をいたします。

(1) 経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にし、もって株主の皆様への説明責任を果たしていくため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものとし、現行定款第20条(取締役の任期)を変更するものであります。併せて、任期調整に関する同条第2項を削除いたします。

(2) 株主総会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条(招集権者及び議長)を変更するものであります。

(3) 取締役会の監督機能の強化の観点から、取締役会において取締役会の招集権者及び議長を選定することを可能とすることを目的として、現行定款第21条(取締役会の招集及び議長)を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。但し、取締役社長にさしつかえあるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会で定めた</u> 取締役が招集し、その議長となる。但し、 <u>当該取締役に</u> さしつかえあるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>取締役社長</u>にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (省略) 3. (省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>当該取締役</u>にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

3. 日程

株主総会開催日 2017年6月24日(土曜日)
定款変更の効力発生日 2017年6月24日(土曜日)

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社ディー・エヌ・エー(<http://dena.com/jp/ir/>)
IR 部(ir@dena.com)